**別紙2**

**変更届の添付資料及び注意事項等**

1. 認定薬局開設者の氏名（認定薬局開設者が法人であるときは薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む）及び住所の変更の場合

（認定薬局開設者が個人の場合）

戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書

（認定薬局開設者が法人の場合）

登記事項証明書又は履歴事項証明書※

※変更が確認できる書類

1. 新たに役員となった者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合は、当該役員に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
2. （住居表示に関する法律に基づき、薬局の所在地の地名番地等に表示変更が生じた場合）

区市町村が発行する住居表示変更証明書の原本又は写し（本証）